生命保険代理店自己点検ウェブシステムご登録代理店
ご担当者さま

社会保険等の適切な取扱いについて

いつも生命保険代理店自己点検ウェブシステムをご利用いただきありがとうございます。

さて、貴代理店におかれましては、社会保険等の取扱いについて、日頃より適切な態勢整備を推進いただいているものと存じます。

今般、当会が運営する代理店業務品質評価運営において、社会保険料負担の潜脱行為の禁止や、保険募集の再委託の禁止について厳格に調査を進めるなか、複数の代理店で、社会保険料負担の潜脱行為の禁止に係る懸念事例（例えば、歩合給を社会保険の算定対象外とする取扱い）や、保険募集の再委託の禁止に係る懸念事例（例えば、募集の対価を別法人に支払う取扱い）が確認されております。

こうしたなか、平成２９年３月２８日付で厚生労働省および金融庁の連名により当会宛に発出された「厚生年金保険法等に基づく届出の適正化の徹底について」が、一部改正され、厚生年金等に関する取扱いがより明確化されました。（別添資料①）
これを受け、今般の改正内容も含め、社会保険等の適切な取扱いについて改めて周知いたします。
今般の改正により、厚生年金等の被保険者となる者や標準報酬の対象となる報酬等について、従来から示されている留意事項がより明確化されております。特に、標準報酬の対象となる報酬については、今般の改正により記載が一部追加され、「報酬とは、賃金、給与、手当などの名称を問わず、労働の対償としてうけるすべてのものをいいます。保険代理店使用人に対する報酬の中で特に注意すべき点として、**歩合給など**契約件数等実績に応じて支払われる報酬は、保険代理店と使用人との間の委託契約が禁じられている観点から、**使用人が保険代理店から労働の対償として受けるものであるため、**標準報酬の対象となる報酬に含まれることとなります。」と明記されております。

また、保険募集の再委託の禁止については、当会の「保険募集人の体制整備に関するガイドライン」（別添資料②）にも留意事項を示しておりますが、保険業法第２７５条第３項に規定する場合を除き禁止されており、保険代理店の使用人は、保険代理店からの適切な教育・指導・管理を受け、保険代理店の事務所に勤務し、かつ保険代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者である必要があります。加えて、保険代理店の使用人は、使用人要件及び労働関係法規を遵守している者である必要があります。また、代理店（出向元等）から代理店（出向先等）へ使用人を形式的に「出向」「派遣」「雇用」させたうえで、出向元等が、顧客対応等の直接的な関与に限らず、当該使用人の出向先等での保険募集に実質的に関与し、当該保険募集への関与の対価として、出向先等から業務委託費等の名目で手数料を収受している場合等は保険業法第２７５条第３項に抵触するおそれがありますのでご留意ください。

なお、当会が運営する代理店業務品質評価運営において確認された主な懸念事例を別添資料③にまとめておりますので、あわせてご案内いたします。

貴代理店におかれましては、別添資料をご確認のうえ、改めて自社の態勢を点検・整備いただく等、社会保険料負担の潜脱行為の禁止や保険募集の再委託の禁止について、適切な取扱いを推進いただきますようお願いいたします。

最後に、本件については、委託元生命保険会社からも代理店の皆さまに周知いただくようお願いしております。

そのため、ご案内が重複する場合もございますが、本件の趣旨をご理解のうえ、ご容赦くださいますようお願いいたします。

【添付資料】

別添資料①-1：生命保険協会宛年管管発 1102 第 1 号・金資保第 359 号「『厚生年金保険法等に基づく届出の適正化の徹底について』の一部改正について」

別添資料①-2：（令和 8 年 11 月 2 日付改正後全文）生命保険協会宛年管管発 0328 第 5 号・金監第 632 号「厚生年金保険法等に基づく届出の適正化の徹底について」

別添資料②　：保険募集人の体制整備に関するガイドライン（表紙、目次、関連部分抜粋）

別添資料③-1：代理店業務品質評価運営の調査で確認された社会保険料負担の潜脱行為・保険募集の再委託の禁止に係る懸念事例

別添資料③-2：懸念事例を図示した補足資料

以上